

認めない1人 月内にも告発

霧島市

霧島市の有害鳥獣駆除報償金の不正受給問題で、虚偽報告が疑われながら認めない1人について、市は最後の聞き取り調査をした上で、認めない場合は9月中をめどに刑事告発することを6日、明らかにした。市議会一般質問に答えた。

市は、「現在まで数回聞き取りを実施したが、本人が認めていない」としている。

虚偽報告や事務処理上の誤りで、29人に総額196万円余が支給され、20人が8月末現在、128万円9千円を返納した。認めていない1人は返納していない。市は9月22日を納付期限としている。

南日本新聞 平成29年9月7日